

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 55 年 9 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 9 月ごろ厚生年金保険適用の会社を辞めたため、自宅近くの市の出張所で国民年金の加入手続を行った。

その後、国民年金保険料を支払わずにいたところ、督促状が届き、そのたびに私に代わり母親が納付した。

昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間については、申請により国民年金保険料の免除が承認されたので、母親が納付してくれたのは承認される前月の同年 9 月までであった。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を退職した後の昭和 55 年 9 月ごろ国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金加入手続の時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立てどおり同年 9 月ごろと推認できることから、申立人は勤務していた会社を退職後、速やかに国民年金の加入手続を行ったものと認められ、申立人の主張に不自然な点は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親も、保険料の免除が認められるまでの期間、未納に対する督促を受ける都度、申立人に代わって、保険料を納付していたとしており、申立人の主張を裏付ける証言をしている。

さらに、申立人は、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間における国民年金保険料の免除承認通知書を所持しているにもかかわらず、オンライン記

録には免除の記録がない上、申立人が夜間の学生だった期間について本来は強制加入期間とすべきところ、任意加入期間としているなど、行政側の申立人の国民年金加入記録及び納付記録の管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から57年3月まで

私は、昭和55年12月末日に勤務先を退職したため、翌月、役場の出張所で国民健康保険の手続と共に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後から未納がないよう、夫の保険料と共に納付していたにもかかわらず、夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和57年3月に加入手続を行ったものと推認でき、加入手続を行いながら同年同月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立人が申立期間当時に居住していた町の被保険者名簿には、申立人及びその夫が共に同年同月に付加年金に加入したことが記録されているにもかかわらず、申立人の夫の保険料のみ付加保険料を含めて納付済みとなっていることは不自然であることから、申立人についても、同様に付加保険料を含めて納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立人は、昭和56年1月に国民年金に加入したと主張しているが、前記1で述べたとおり、申立人は、57年3月に加入手続を行ったものと推認でき、同一町内に居住していた申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないとともに、申立人は、加入手続に際して過去の国民年金保険料について、さかのぼって納付した

ことはないと述べている。

また、申立人は、昭和 56 年度の国民年金保険料について、申立人の夫の分と共に前納により納付し、翌年度以降の保険料についても、同様に前納したと主張しているが、申立人夫婦が保険料の前納を始めた年度をみると、申立人の夫が 57 年度、申立人は 61 年度と認められることから、60 年度以前にあっては、申立人とその夫の保険料の納付は、必ずしも同時期に行われていなかった状況がうかがわれることから、申立人の申立期間に係る記憶は必ずしも明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、勤務していた会社が平成元年 6 月に厚生年金保険の適用事業所となったことに伴い厚生年金保険の被保険者となったが、その後、国民年金の加入を促すものか保険料の納付を促すものかは憶えていないものの督促状のような通知が届いたため、私の妻が区役所に行き国民年金の加入手続を行うとともに過去の国民年金保険料を納付した。

納付した国民年金保険料の額は、妻によれば 15 万円から 16 万円程度であり、納付した際に窓口の職員が「今までのことは安心してください。」と言ったとのことなので、過去の未納分をすべて納付したものだと思っていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間における国民年金保険料を納付したとするその妻は、平成元年に国民年金の加入手続のために区役所に行き、提示された金額を納付したとしているところ、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は同年 9 月に連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の妻は一連の手続を行った際の窓口の職員とのやり取りを具体的かつ鮮明に記憶していることから、この申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻が加入手続を行うより前の昭和 58 年 6 月に同じ区で払い出されており、国民年金被保険者資格を喪失していなかったにもかかわらず別の記号番号を払い出すなど、行政側の記録管理に不備が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、申立人は平成元年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人の妻が一連の手続を行った時点で昭和62年7月分までさかのぼって保険料を過年度納付することが可能であったこと、及びそれ以降の保険料を一括納付した場合の保険料額は、申立人の妻が納付したとする金額とほぼ一致することから、申立人の妻は、国民年金の加入手続を行った際にさかのぼって納付することが可能な62年7月から平成元年3月までの保険料を一括納付したと考えるのが自然である。

2 一方、申立人の妻が加入手続直後において申立期間の国民年金保険料をすべて納付した場合の保険料額は、実際に納付したとしている金額と大きく相違している上、申立期間のうち、昭和54年4月から62年6月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間のうち昭和54年4月から62年6月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び53年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和53年8月から同年12月まで

私は、昭和51年12月に交通事故により障害が残ったが、国民年金に加入していなかったため、障害年金を受給できなかった。そこで65歳から年金を受給するために直ちに国民年金に加入することを決意し、姉に加入手続を依頼し、欠かさず国民年金保険料を納付してきた。申立期間①については、事故直後の52年1月から加入できたことを鮮明に憶えているので、保険料を納付しないはずはない。申立期間②の保険料については、私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ3か月及び5か月と短期間である上、申立人は、国民年金に未加入であったため、障害年金を受給できなかったことを悔やんで、65歳からの老齢基礎年金の受給をめざして国民年金に加入したとしており、明確な加入動機と目標を有して保険料の納付を始めたものと認められることから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金加入手続時期は、昭和52年8月と推認されることから、加入手続時点で申立期間①の保険料を納付することは可能であった上、申立人は、国民年金被保険者資格の取得日が同年1月1日となったことを姉から聞いて喜んだことを鮮明に記憶していることなどから、申立期間①の保険料については、過年度保険料の納付書が発行され、これにより納付されたものとするのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人が転居した直後の時期ではあるが、

年度当初の時点で申立人が身を寄せていたその姉宅に国民年金保険料の納付書が郵送され、申立期間②直前までの保険料が納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料についても、当該納付書により納付されたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間において、保険料の未納はない上、厚生年金保険と国民年金との切替手続も複数回適切に行っていることなどから、年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から59年3月まで
② 昭和59年7月から60年9月まで
③ 昭和63年7月

私の母親は、私が大学を卒業したころに、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親は、私と両親と弟の家族4人分の保険料を納付していた。昭和53年4月に結婚した後は、母親が、妻の保険料を含めた家族5人分の保険料を納付していた。

私は、母親が納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、申立人の母親が、申立人夫婦と申立人の弟の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻及び弟は、申立期間③の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間③の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中のわずか1か月の申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が、大学卒業後に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月に申立人の妻及び弟と連番で払い出されていることから、その時点において申立期間①は時効により保険料を納付するこ

とができない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻及び弟は、申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び保険料額等について、憶えていないと述べるなど、保険料納付についての記憶が曖昧であり、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明確である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月及び同年 9 月、61 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から 62 年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 11 月までの期間並びに 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 61 年 10 月から 62 年 5 月まで
④ 昭和 62 年 7 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 63 年 3 月

昭和 56 年 2 月ごろ、私の妻が町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の妻が夫婦二人分を集金に来た町内会の当番に納付していた。申立期間の前後は保険料が納付済みとなっているので、その途中の期間である申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤は、それぞれ 2 か月、6 か月、8 か月、5 か月及び 1 か月と短期間である。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間①、②、③、④及び⑤が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立人の妻が町内会の当番に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が居住していた地区では、町内会の納付組織が国民年金保険料の収納及び未納者に対する納付勧奨を積極的に行っていたことが確認できることから、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは

不自然である。

加えて、申立人が勤務する会社の経営者であり申立人と同じ町内に居住していたとする申立人の兄は、申立期間を含む 20 歳から 60 歳までの国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで
私は、昭和44年9月ごろ、隣人に勧められて、国民年金に任意加入した。
昭和51年8月に転居先の区役所で、申立期間を含む同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったと認められる。

また、申立人は、昭和51年8月に転居先の区役所で、申立期間を含む同年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳及びオンライン記録から、上記期間のうち、申立期間を除く51年10月から同年12月までの保険料が現年度納付されていることが確認できることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年1月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から57年1月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

私は、私の夫が退職したことから、夫婦一緒に国民年金の加入を行った。その後、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫婦ともに保険料を納付しなかったこともあったが、郵便局で納付していたのは、必ず夫婦二人分の保険料であった。私は、申立期間について、夫の保険料が納付済みとされている一方、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及び夫は、申立期間及び夫の厚生年金保険加入期間を除けば、保険料の納付記録が一致しており、申立人及び夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、その夫は、申立期間①及び②の保険料が納付済みとされている。

また、申立人の夫は、「いつも夫婦二人分の納付書を持って郵便局に行き、その窓口で国民年金保険料を納付していた。」旨証言している。

さらに、申立期間①は2か月、申立期間②は12か月と、共に短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和44年7月から同年9月まで

私は、国民年金制度が発足したことを知ったため、制度発足当初に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、昭和62年5月に納付しなくなるまで、私がずっと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初に国民年金の加入手続を行い、昭和62年5月に納付しなくなるまで、国民年金保険料をずっと納付していたと主張しているところ、申立人は、制度発足前の36年3月ごろに国民年金の任意加入手続を行っていることが確認でき、申立期間①及び②を除き、同年4月から25年以上に渡る期間の保険料を納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意欲の高かった申立人が、それぞれ6か月及び3か月といずれも短期間である申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や申立人及びその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、夫が勤務先の会社を退職後、自営業を始めたので、夫婦一緒に国民年金に加入した。その後、私は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、途中から口座振替により保険料を納付するようになった。申立期間について、夫の保険料が納付済みとされている一方、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間の保険料が付加保険料を含めて納付済みとされている。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 55 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 55 年 6 月まで

私は、昭和 55 年 6 月ごろ、区役所から私宛にアンケートが届いたので回答したところ、国民年金の請求書が送られてきたことから、内容を確認するために私の母親と一緒に区役所へ出かけて職員と国民年金の話をしたことを記憶している。父親にその話をしたところ、父親は、「年金は大事だから。」と区役所に電話をかけ、職員から、「今なら過去の未納分の保険料をさかのぼって納付できます。」と教えられたことから、後日、父親にお金を借りて区役所に行き、国民年金の加入手続を行った上で、20 歳からの未納となっていた国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に国民年金の加入手続を行った後に、過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 63 年 12 月に払い出されているが、申立人は両親が働いていた時期であったため、父親からお金を借りて保険料を納付したことを記憶している上、申立人の母親は申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したのは 25 歳の時であったと証言しているとともに、申立人に係る国民年金被保険者名簿には、当該保険料を納付したとする時期を含む国民年金の資格取得及び喪失についての記載が欄外に確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性があり、申立人が主張する 55 年 6 月に加入手続が行われ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものと推認できる。

また、申立人は、昭和 55 年 6 月ごろ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人は、区役所から送られてきた国民年金に関するアンケートに回答した後、区役所から請求書が送られてきたことから、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を一括して納付したとしており、20 歳にさかのぼって納付できるのは特例納付によらなければできない上、当時、申立人が居住していた地域の区役所では、第 3 回特例納付に際し、国民年金の未加入者に対して加入勧奨の案内を行っていた形跡が認められることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和 55 年 6 月は、第 3 回特例納付が実施されていた時期であり、申立人は国民年金の強制加入期間であることから、特例納付を行うことは可能であった。

加えて、申立人の母親は、申立人に納付書が送られてきた後に申立人と一緒に区役所に行って職員から国民年金の話聞いたこと、及び後日、申立人が父親からお金を借りて 20 歳からの国民年金保険料を納付したことを記憶していると証言している上、申立人の妹も、「姉が区役所へ行って職員から年金の話聞いた後、父親からお金を借りて 20 歳からの未納分の国民年金保険料を一括して納付したと聞いている。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年3月まで

私は、国民年金に加入した具体的時期についての記憶はないが、未納となっていた国民年金保険料をいくらでもさかのぼって納付できる時期であったことは憶えている。また、国民年金に加入した年齢が若くなかったこともあり、加入直後に納付できる保険料については、すべて納付したはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った直後、さかのぼって納付可能な国民年金保険料をすべて納付したとしているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年12月ごろと推認されるとともに、申立人は、39年4月から申立期間直前の51年3月までの保険料について、第3回特例納付実施期間中である54年2月に特例納付していることが確認できることから、その後の申立期間の保険料についても納付したとする申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料については、加入手続時点において、過年度納付が可能であった上、納付可能な保険料についてはすべて納付しようとしたとする申立人が申立期間の保険料のみを未納としておくことは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金加入期間においては、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している上、その妻と共に開業医を営んでいること

から昭和 39 年 4 月から 53 年 3 月までの未納保険料を納付するだけの十分な資力があつたものと考えられ、申立期間の保険料についても納付したものとするのが自然である。

その上、オンライン記録では、平成 3 年 4 月になって資格取得日が昭和 39 年 4 月から同年 5 月に変更されているなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から同年6月まで

私の夫は、幼少時に親を亡くし、申立人の叔母の家である寺で育てられ僧侶として働いていたが、一身上の都合で寺を出て、厚生年金保険適用事業所へ就職することとした。

国民年金については、制度発足当初から加入しており、国民年金保険料については欠かさず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立人は、制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の義妹は、申立人は、叔母と話し合いの上、円満に僧籍を離れることになり、寺を出た時期は昭和42年5月か6月ごろではないかと証言していることに加えて、申立人と申立期間同居しており、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出された申立人の義妹の夫については、申立期間が納付済みであること、及びその義妹は申立期間当時市役所勤務であり、申立人が居住していた寺が地域の国民年金保険料の集金の拠点となっていたことなどを考え合わせると、申立人の国民年金手帳には申立期間についてのみ検認印は押されていないものの、申立人が印紙検認以外の方法で保険料を納付していたか又は寺の親族が申立人に

代わって集金人に保険料を納めるなどしていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 55 年 7 月に勤務先の会社を退職後、その翌日に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、元夫又は私が同出張所へ行き、その窓口で国民年金保険料を納付していた。国民年金に加入してからは、ずっと保険料を納付し続けているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月に払い出されており、申立期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料はさかのぼって納付されていることが確認でき、同じく申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、納付可能であった途中のわずか 9 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたとしても特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続時期について、当初、憶えていないと述べていたが、その後、国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和 55 年 7 月となっていることから、その時期に加入手続を行い保険料を納付したとしているが、この資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、加入手続時期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3222

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 37 年に転居し、美容院を開設していたが、41 年か 42 年ごろに美容院を訪ねてきた集金人に勧められ、国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、集金人に納付したり、納付書により金融機関で納付していた。その後、49 年及び 50 年に、いつもの納付書とは別の書類を使い、自宅近くの郵便局で 3 回程度に分けて未納期間の保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 49 年及び 50 年にさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の被保険者台帳には、第 2 回特例納付により申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡が確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局で納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申請免除期間の保険料を追納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月及び42年5月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から54年3月まで

私は、市の広報誌で第3回特例納付が実施されていることを知った母親から勧められ、昭和54年12月に市出張所で国民年金の加入手続を行った。その際に、これまで未納となっていた期間の国民年金保険料の納付書を交付してもらい帰宅した。保険料額が高額であったため、養父からお金を借りて同月のうちに未納期間の保険料をまとめて金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、同月のうちにまとめて金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年12月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人が所持する年金手帳では、申立期間は強制加入期間とされていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について実際に過年度納付及び特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、60歳以降も国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったもの

と認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 41 年 5 月から 42 年 4 月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となる得る期間でないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月の国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月

私は、昭和50年1月に市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、付加年金の加入手続も行った。

申立期間の定額保険料及び付加保険料は、郵送されてきた納付書により金融機関で納付しており、当該期間の保険料の領収書を所持していることから、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和50年1月から同年3月までの領収書を所持しており、領収書に記載された保険料額は付加保険料を含めた金額である上、申立期間の保険料が還付された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳では、申立人は昭和50年2月に国民年金に任意加入した旨が記載されているところ、付加年金の加入申出は同年1月に行われていることが確認できることから、申立人は同年同月に国民年金の任意加入手続を行い、その月の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年6月まで

私は、昭和41年6月30日に共済組合に加入している事業所を退職し、退職一時金を受領した。その後、同年7月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、同年4月から42年3月までの国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料は還付を受けておらず、当該期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月30日に共済組合に加入している事業所を退職した後、退職一時金を受領したと主張しているところ、同事業所の共済年金事務を行っている企業年金基金に問合せをしたところ、申立人が31年4月1日から41年6月30日まで同事業所に在職し、当該期間の退職一時金を受領したことが確認でき、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人は、昭和41年7月に国民年金の加入手続を行った後、同年4月から42年3月までの国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄及び特殊台帳から、41年7月30日に41年度分の保険料を一括して納付したことが確認できる。

さらに、申立期間については、共済加入期間であり、退職一時金が支給されているため、申立人は国民年金の被保険者となり得ないことから、納付した国民年金保険料は還付の対象となるが、これが還付された事実は認められず、申立人が保険料を納付してから既に40年以上が経過しており、長期間国庫歳入金として取り扱われていることなどを踏まえると、申立人の国民年

金に対する受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、国民年金の被保険者の資格を認めず保険料の納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、結婚後に市役所の職員に勧められて国民年金に加入した。当初は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 47 年に私の長男が小学校に入学後しばらくして落ち着いた時期に、当時住んでいた家の大家さんから、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付できる制度ができたことを聞いたため、私の妻が一括して申立期間の夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年に申立人の長男が小学校に入学後しばらくして落ち着いた時期に、過去の未納期間の国民年金保険料を納付できる制度ができたこと、及びその期間の保険料を納付すれば満額の国民年金を受給できることを市の広報や当時住んでいた家の大家さんの話で知ったことから、申立期間の夫婦二人分の保険料を申立人の妻が一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 4 月に払い出されていることが確認できる上、49 年 1 月から 50 年 12 月までの期間に第 2 回特例納付が実施されているとともに、申立期間は国民年金の強制加入期間であることから、当該期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の妻が一括して納付したとする夫婦二人分の保険料額は、申立期間について実際に第 2 回特例納付により保険料を納付した場合の金額におおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間も見られることから、保険料の納付意欲は高かつ

たものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの期間、54年1月から同年3月までの期間及び56年8月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年3月まで
② 昭和54年1月から54年3月まで
③ 昭和56年8月から57年3月まで
④ 昭和58年2月から61年3月まで

私は、昭和49年11月ごろ、老後の生活を考えて、近隣の友人と一緒に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、その際、付加年金にも加入した。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、自宅に来た集金人に納付した。申立期間④については、その友人と買い物をした際、一緒に区役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、それぞれ18か月、3か月及び8か月と比較的短期間である。

また、申立期間①、②及び③の前後の期間の定額保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間に係る定額保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の前後の付加保険料はほとんど納付済みとなっていることから、当該期間についても同様に付加保険料を納付していたとするのが自然である。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和56年度のうち申

立期間を除く昭和 56 年 4 月から同年 7 月までの期間は納付済みであるにもかかわらず、納付済月数は無しと記載されていることから、当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、申立期間④については、申立人が買い物に出かけた際、区役所で国民年金保険料と一緒に納付したとする近隣の友人も当該期間のうち半分近くの期間の保険料が未納となっている。

また、当時、同居していたとする申立人の二男も申立期間④については、ほとんどの期間が国民年金の未加入期間となっており、申立人のみ保険料をすべて納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年12月まで

私は、昭和47年1月ごろに、集金人に勧められて国民年金の加入手続きを行い、3か月に1度、集金人に国民年金保険料を納付していた。48年8月に市内で転居した後も、引き続き同集金人に保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に勧められて国民年金に加入した後、集金人に3か月に一度、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、集金人が国民年金の加入勧奨を行っていたことが確認できる上、保険料を3か月毎に集金人に納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和48年8月に同一市内で転居した後も継続して集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が転居する前の近隣に居住していた知人は、集金人が国民年金保険料を集金するために自分の家に来た時に、「次は申立人の家に集金に行く。」と言っていたと証言している上、同集金人も、申立期間当時、申立人の転居前及び後の両地域で保険料を集金していたと証言していることから、申立人の主張は信憑性がある。

さらに、申立人が納付したと主張する保険料月額は、申立期間に実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除く国民

年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 1 月まで

私は、国民年金制度発足時に友人に勧められ、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、当初、母親が市出張所で納付し、自宅に集金人が来るようになってからは、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間、申請免除期間及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が平成 21 年 8 月に社会保険事務所(当時)へ相談に行った際に、申立人に対して、国民年金制度発足時に現在の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認され、その記録が統合されていることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初は申立人の母親が市出張所で納付し、その後申立人が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人は、当時の集金人の特徴を鮮明に記憶している上、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の友人は、「国民年金制度発足時に申立人に加入を勧め、その後、私と同じ集金人に国民年金保険料を納付していると聞いていた。」旨証言していることから、全体を通じて申立人の主張に特段不合理な点は認められず、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

加えて、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの期間については、申立人は厚生年金保険加入期間であり、脱退手当金を受給済みのため、申立人は国民年金の被保険者となり得ないことから、納付したと推認できる当該期間の国民年金保険料は還付の対象となるが、これが還付された事実は認められず、当該期間の保険料が長期間国庫歳入金として扱われていたものとするのが相当である。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したと推認できる時期から既に 40 年以上経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、保険料相当額を収納しておきながら、厚生年金保険の脱退手当金の受給済期間であることを理由として、国民年金の被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から42年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和41年12月に会社を退職した後、国民年金に加入した。加入手続の際に、区役所の職員から申立期間①の国民年金保険料については区役所では納付できないからとして、その納付方法について教えられ、その後郵送された納付書により郵便局で700円を納付した記憶がある。その後、申立期間②を含め48年10月に厚生年金保険の被保険者になるまで保険料の納付を続けていた。私は、国民年金の制度は大切な制度だと思い、保険料を納付するのが困難な時は免除申請をするなどして加入を続けていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和41年12月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、職員から区役所では納付することができない国民年金保険料があること、及びその納付方法について教えられ、その後自宅に送付された納付書で700円を納付したとしているところ、申立人は42年6月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点では、過年度分として申立期間の保険料を納付することができた上、当該保険料については、区役所では納付できず、納付書により市中の金融機関で納付することとされていたとともに、申立人が記憶しているその保険料額は当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和48年6月の離婚に先立つ1年ほど前から実家に生活の拠点を移していたとしているが、申立人は離婚直前

の同年4月から同年6月の保険料を納付しており、申立期間の保険料を納付するための納付書は、申立人の手元にあったと考えても特段不自然とはいえない。

さらに、申立期間①は4か月、申立期間②は3か月であり、いずれも短期間である上、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、保険料の納付が困難な時期においても、保険料の免除申請を行うなど、国民年金に関する意識や保険料の納付意欲は高かったことと考えあわせると、申立人がこのような短期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 39 年 4 月ごろ、私は夫の勧めにより 2 歳の娘を連れて、国民年金の加入手続を市役所で行ったが、国民年金手帳についての記憶はない。

申立期間の国民年金保険料については、娘が小さく何度も足を運ぶのは大変なため、私が月額 100 円の保険料をまとめて 1 年分 1,200 円ぐらいを納付した。納付した時期や場所、納付書などについては憶えていないが、昭和 39 年 11 月には夫の転勤で転居しているため、申立期間の保険料が未納になっていたとしても、転居先の市で必ず納付している。任意加入してから欠かさず保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 20 歳到達に合わせて加入した被保険者の保険料納付日から、昭和 40 年 10 月から同年 12 月ごろと推認され、申立人の国民年金手帳の検認記録が昭和 40 年度から始まっていることが認められる。しかし、申立人の被保険者の種別は、加入時点において任意加入被保険者とされるべきところ、昭和 61 年に訂正されるまでは強制加入被保険者として取り扱われ、しかも、被保険者資格の取得日は制度発足時の 36 年 4 月とされるべきところ、39 年 4 月とされている。このように、行政の事務処理及び記録管理の不備によって、申立期間については強制加入期間とされていたことから、加入手続の時点で申立期間の保険料については過年度納付が可能であったものと考えられる。

また、申立期間は1回かつ、12 か月と短期間であるとともに、申立人が納付したとしている保険料の金額が申立期間当時の実際の額と一致していることなど、申立人の記憶は具体的かつ鮮明である上、申立期間以降の加入期間においては、保険料の未納はなく、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間においての保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、自分の老後のことを考えて、昭和48年12月に国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入した。国民年金保険料の納付に当たっては、加入と同時に口座振替の手続も行っており、最初の48年12月分のみ口座振替手続が間に合わなかったことにより、銀行で納付書により納付したものの、49年1月分以降は、口座振替により3か月ごとに納付してきた。

もし口座残高が不足して引き落とせなかった場合には、納付書が送付されるので、その納付書で納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立人は、申立期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立期間の前後の付加保険料を含めた国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更はなく生活状況にも大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除いて加入期間における国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金への任意加入と同時に付加年金にも加入し、60歳まで付加保険料の納付を続けるなど保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料と共に納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの期間及び59年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年9月まで
② 昭和59年7月から同年12月まで

私は、国民年金の加入年数が60歳で25年間になるように、計画的に35歳の時に自ら区役所で加入手続を行った。

国民年金保険料については、納付漏れがないように入念にチェックしながら納付していた。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時において加入年数が25年となるように計画的に35歳の時点から国民年金に任意加入したとしているところ、申立人は、国民年金加入手続以降においては、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しているなど国民年金に対する意識が高かったことがうかがわれるとともに、明確な動機を有して国民年金へ加入した申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料のみを未納にしておくことは考え難い。

また、申立期間①については、昭和57年11月に56年1月から3月までの国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる記録が確認でき、還付時点と考えられる57年11月において、申立期間①の国民年金保険料が未納であれば、本来その一部に充当される取扱いであり、還付されることはなかったものと考えられることから、還付の時点では申立期間①の保険料について納付済みとされていた可能性がある。

さらに、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の夫の職業及び住所に変更はなく、生活上の大きな変

化は認められないことから、途中の申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 9 月に会社を退職した直後に、国民年金の加入手続きを行い、その後、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 9 月に会社を退職した直後に、国民年金の加入手続きを行い、その後、金融機関で、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立人の国民年金手帳は、同年 10 月に交付されていることが確認でき、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時存在し、保険料を収納することができたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入中は国民年金保険料をすべて納付している上、免除期間の保険料も追納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の特殊台帳には申立人の名前が間違っって記載されている上、未納から納付済みに訂正された期間があるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 12 月まで

私は、昭和 35 年の秋ごろ、私の兄と一緒に国民年金の加入手続を行った。その後、私は、兄弟二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。町内の役員が集金人となり、一軒ずつ保険料を集金していたので、保険料を納付しないことは考えられない。

また、私は、昭和 37 年ごろから住民票を残して、別の市で仕事をしていたので、その間は、兄が兄弟二人分の保険料を納付していた。

私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時、兄弟二人分の国民年金保険料を納付し、申立期間②当時は、申立人の兄が、兄弟二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、その兄は、国民年金制度発足時に国民年金に加入した後、保険料を完納している上、申立期間①及び②の保険料が納付済みとされている。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和 35 年 12 月に申立人の兄と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、その後、同一市内において別の国民年金手帳記号番号が重複して払い出され、以前に払い出された国民年金手帳記号番号が取り消されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成5年4月まで

私は、申立期間当時、少しでも安い方が良くと思い、年度初めに夫婦二人分の国民年金保険料を1年分まとめて納付していた。私達夫婦は、子供の将来を心配して、いつも夫婦一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をほとんど納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時、年度初めに夫婦二人分の国民年金保険料を1年分まとめて納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の保険料の納付記録によると、申立期間以前は、その夫が厚生年金保険に加入している期間を除けば、納付記録がほぼ一致しており、申立人夫婦は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられる上、その夫の申立期間の保険料は、昭和63年度から平成4年度までの前納期間を含めてすべて納付していることを踏まえると、納付意欲の高かった申立人が、申立期間について、自身の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月及び同年5月

私は、昭和51年4月に退職したとき、父親から強く勧められたので、国民年金の加入手続を区役所で行った。その後しばらくしてから、納付書により、金融機関で、国民年金保険料を納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、2か月と短期間である。

また、申立人は、昭和51年4月に退職後、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、母親と一緒に区役所に行ったことやその母親が手続について何度も確認したので区役所の窓口の人が閉口したことなど国民年金の加入手続時の状況について具体的に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、納付書により、金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時申立人が居住していた区では、納付書による保険料の収納を行っていたことが確認できる上、申立人が納付したとする金額も、当時の保険料額とほぼ一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間後に再び会社を退職したすぐ後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、その後の国民年金保険料は、口座振替により納付していたことが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月の国民年金保険料及び同年10月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から55年3月まで

私は、昭和50年9月ごろ、夫と一緒に市役所へ行き、転出届を提出した。その時に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、最初の1か月分の国民年金保険料を納付した。その翌月、私は、夫と一緒に転居先の区役所で転入届を提出した。その時に、付加年金の手続も行った。その後、私は、金融機関で夫婦二人分の保険料を付加保険料を含めて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間以後、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和50年9月ごろ、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その際に、最初の1か月分の国民年金保険料を納付し、その翌月に付加年金に加入し、その後、夫婦二人分の保険料を付加保険料を含めて納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期から、50年9月から同年10月の間に加入手続を行っていることが推認される上、申立人夫婦の所持する国民年金手帳により、同年10月に付加年金の申出を行っていることが確認できることから、納付意欲の高かった申立人夫婦が、国民年金の加入手続及び付加年金の申出を行っておきながら、申立期間中に一度も保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の夫は、昭和50年に店を開業するまで職人として勤務しており、その厚生年金保険における標準報酬月額は最高等級であった上、開業

後も、従業員を数人雇うなど経営は順調であったとしていることから、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を納付するだけの資力は十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 9 月の国民年金保険料及び同年 10 月から 55 年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月の国民年金保険料及び同年10月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から55年3月まで

私は、昭和50年9月ごろ、妻と一緒に市役所へ行き、転出届を提出した。その時に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、最初の1か月分の国民年金保険料を納付した。その翌月、私は、妻と一緒に転居先の区役所で転入届を提出した。その時に、付加年金の手続も行った。その後、妻は、金融機関で夫婦二人分の保険料を付加保険料を含めて納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間以後、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和50年9月ごろ、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その際に、最初の1か月分の国民年金保険料を納付し、その翌月に付加年金に加入し、その後、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を付加保険料を含めて納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期から、50年9月から同年10月の間に加入手続を行っていることが推認される上、申立人夫婦の所持する国民年金手帳により、同年10月に付加年金の申出を行っていることが確認できることから、納付意欲の高かった申立人夫婦が、国民年金の加入手続及び付加年金の申出を行っておきながら、申立期間中に一度も保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、昭和50年に店を開業するまで職人として勤務しており、その厚生年金保険における標準報酬月額は最高等級であった上、開業後も、

従業員を数人雇うなど経営は順調であったとしていることから、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を納付するだけの資力は十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 9 月の国民年金保険料及び同年 10 月から 55 年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3240

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私が長女を出産する前の昭和 37 年ごろに、突然自宅にやって来た集金人から国民年金の加入を勧められたので加入を行った。

国民年金保険料については、3 か月ごとに自宅に来るようになった集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫が厚生年金保険に加入後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 1 月まで

私の夫が、昭和 43 年 8 月に結婚したことを機に、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、夫が夫婦二人分の保険料を市役所で納付しており、45 年 10 月に転居した後も、夫が市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の変更手続を行い、夫婦二人分の保険料を未納期間がないように市支所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 10 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が自宅近くの市支所で納付していたと主張しているところ、申立人の夫が保険料を納付していたとする市支所は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「当時、私が市役所で夫婦二人分の保険料を納付しており、昭和 45 年 10 月に転居してからも未納がないように市支所で納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 1 月まで

私は、昭和 43 年 8 月に結婚したことを機に、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を市役所で納付しており、45 年 10 月に転居した後も、私が市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の変更手続を行い、夫婦二人分の保険料を未納期間がないように市支所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 10 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅近くの市支所で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする市支所は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、夫が市役所で夫婦二人分の保険料を納付しており、昭和 45 年 10 月に転居してからも未納がないように市支所で納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 11 月ごろに、私の夫に勧められて市役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、金融機関で納付書により毎月末に納付しており、61 年 4 月に第 3 号被保険者になった際、今後は保険料の負担がなくなることを広報で知り喜んだ憶えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除いて国民年金の加入期間はすべて保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は申立期間中の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、昭和 46 年 4 月から納付書制度が開始されており、申立期間当時、金融機関で納付書により保険料を納付することは可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者制度が創設された際、今後は保険料の負担がなくなり、喜んだことを鮮明に記憶していることから、申立人は第 3 号被保険者になる直前の時期まで国民年金の保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私が 21 歳になったところに、父親が私の国民年金の加入手続を行った。当時は実家に仕送りをしており、帰省した際に父親から、国民年金保険料は兄弟達の分と一緒に町役場で納付していると聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、21 歳になったところに申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 40 年 4 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の兄は、「当時、父親から、弟（申立人）を含め、家族全員分の保険料をすべて納付していると聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の標準報酬月額は、平成2年5月から同年7月までは22万円、3年3月から同年6月までは28万円、3年7月は26万円、4年3月から同年6月までは28万円、4年7月は30万円、5年3月から同年7月まで及び10年8月から13年1月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から13年2月1日まで

昭和61年4月からA社に入社して金属加工の仕事をしていたが、平成元年4月に、それまでの個人による国民年金の加入から会社による厚生年金保険の加入へと制度が変わった。その後、15年2月に社会保険事務所（当時）を訪ねて、初めて標準報酬月額の相違に気が付き、事業主を糾弾し、それが原因で会社を辞めた。同年3月に社会保険事務所で13年2月から15年2月までの2年分だけは標準報酬月額を訂正してもらった。それ以前の分については、時効により訂正できないものと説明を受けていたが、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、申立期間のうち平成2年5月から同年7月までは

22 万円、3 年 3 月から同年 6 月までは 28 万円、3 年 7 月は 26 万円、4 年 3 月から同年 6 月までは 28 万円、4 年 7 月は 30 万円、5 年 3 月から同年 7 月まで及び 10 年 8 月から 11 年 12 月までは 41 万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12 年 1 月から 13 年 1 月までは 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が報酬月額を低い金額で届け出ていたことを認めていることから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年 4 月から 2 年 4 月までの期間、2 年 8 月から 3 年 2 月までの期間、3 年 8 月から 4 年 2 月までの期間、4 年 8 月から 5 年 2 月までの期間及び 5 年 8 月から 10 年 7 月までの期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿から算定できる厚生年金保険料控除額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額であることから、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者期間の記録では、昭和53年9月30日にA社において資格を喪失し、同年10月1日にB社で資格取得となっているが、50年4月1日にC社に入社してから55年5月1日に退職するまで、グループ会社に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人が申立てに係るグループ会社に、継続して勤務し（昭和53年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 21 日まで

申立期間について脱退手当金を受給しているとのことであったが、私は昭和 36 年 4 月ごろ友人に勧められて社会保険事務所（当時）に脱退手当金の手続に行った時に「脱退手当金の申請期限が過ぎているため手続できません」と言われて手続してもらえなかったことをよく記憶している。

昭和 36 年に一度断られているのに、39 年に支払いをしたという記録があることに納得できないので、申立期間の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 年 3 か月後の昭和 39 年 11 月 26 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 35 年 6 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで

私は、社会保険労務士に依頼して、私の年金記録を確認した結果、申立期間の 165 か月の厚生年金保険被保険者記録は確認できたが、昭和 49 年 11 月 1 日付けで脱退手当金が支給済みで年金につながらない旨の報告を受けた。

脱退手当金について、私は今回、初めて耳にした。また、その支払時期は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後 4 年も経過していた。私は、昭和 45 年 2 月に出国し、51 年 7 月まで帰国しなかった。

したがって、私自身が脱退手当金を請求できる状況にないことは明らかであり、脱退手当金の支給済を取り消して年金記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 4 年 10 か月後の昭和 49 年 11 月 1 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の欄にその表示が無く、当該被保険者名簿に「脱」表示がない者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と

1,492円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成3年4月1日から同年12月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を3年4月から同年9月までの期間を36万円、3年10月から同年11月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成3年12月26日から4年5月8日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を4年5月8日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については38万円とすること妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年12月26日まで
② 平成3年12月26日から4年9月1日まで

私は、A社に平成3年4月1日から4年8月末日まで勤務していた。その時の給料は、当初は36万円、その後38万円ぐらいもらっていた。

しかし、厚生年金保険加入期間が平成3年12月26日までとなっている上、標準報酬月額が20万円になっているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは36万円、3年10月から同年12月までは38万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった3年12月26日の後の4年5月8日に、さかのぼって20万円に引き下げられている上、申立人と同様の処理がされている者が多数確認できるが、

社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までは36万円、3年10月から同年11月までは38万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 オンライン記録では、A社において申立人が平成3年12月26日に被保険者資格を喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった3年12月26日の後の4年5月8日に、上記の標準報酬月額の減額訂正と同日に行われていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月26日に被保険者資格の喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、当該喪失処理が行われた平成4年5月8日と認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち平成4年5月8日から同年9月1日までの期間については、当該期間にA社に勤務していたと述べている複数の者から聴取したものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の供述は得られなかった。

また、申立人は平成3年12月以降国民年金に加入しているが、4年6月に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は国民健康保険に加入しており、加入手続を4年5月21日に行ったことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成3年4月1日から5年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を3年4月から4年9月までの期間を44万円、4年10月から5年2月までの期間を50万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は平成5年5月7日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年3月から同年4月までの標準報酬月額については50万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年3月31日まで
② 平成5年3月31日から6年1月1日まで

私は、昭和57年から平成8年3月に退職するまで、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が8万円に訂正されているが、当時の給料は45万円ぐらいだった。また、申立期間②の記録が無いので、申立期間の記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年9月までは44万円、4年10月から5年2月までは50万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日の後の同年5月7日に、さかのぼって8万円に引き下げられている上、複数の同僚についても申立人と同様の処理がされていることが確

認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年4月から4年9月までは44万円、4年10月から5年2月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成5年3月31日から同年5月7日までの期間について、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は同年3月31日とされているが、当該喪失処理は、上記の標準報酬月額の減額訂正と同日の同年5月7日付けで行われていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理が有効なものであったとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、当該処理が行なわれた同年5月7日であると認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、資格喪失処理前のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち平成5年5月7日から6年1月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の同僚から、「平成5年5月ごろに、事業主から当該期間の国民年金への加入を勧められ、国民年金への加入を勧める文書もらった。」、「厚生年金保険料の控除がなくなるから、給与の手取り額が増えると言われた。」等の供述が得られた。

また、当該複数の同僚の国民年金の保険料納付の開始時期や国民年金保険料の免除申請時期は、上記の説明がなされたとする平成5年5月であることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から15年11月20日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務していた平成10年4月から15年11月までの標準報酬月額が、24万円から9万8,000円へと訂正処理されているので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成15年11月20日）の後の平成15年11月21日付けで、9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険事務所から提出された書類の記載内容から、A社が当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人が当該処理に関与していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 2169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から同年9月1日まで

私は、B社に勤務していたが、昭和37年7月1日付でC社と合併したことによりA社になった。合併と同時に同社D工場へ転勤した。給料から社会保険料も毎月控除されていたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び企業年金基金の記録から判断すると、申立人は申立期間にA社D工場に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社本社から同社D工場に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和37年9月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和41年6月15日に厚生年金保険の資格を取得し、50年5月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間についてB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和41年6月から同年9月までは3万9,000円、41年10月から42年9月までは2万8,000円、42年10月から43年9月までは3万円、43年10月から44年10月までは6万円、44年11月から46年4月までは8万6,000円、46年5月から同年10月までは10万円、46年11月から47年9月までは9万8,000円、47年10月から48年9月までは8万円、48年10月から50年4月までは9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から平成17年11月15日まで

私は、昭和39年から平成17年11月15日までB社及びA社で石綿スレート職人として働いていた。A社では、初めは親が経営し、自分は作業員であったが、元年9月に有限会社とし、取締役となった。いろいろなものを納付していたのでその中に厚生年金保険料もあったはずであり、保険料も給与から控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和41年6月15日から50年5月24日までの期間について、B社の事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同じ生年月日だが名前の読み方だけが異なる、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は常に兄と一緒に働いていたと主張しているが、B社の

事業所別被保険者名簿には、申立人の兄と思われる被保険者が連番で付番されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、B社の事業主は、申立人が昭和41年6月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年5月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の事業所別被保険者名簿から、昭和41年6月から同年9月までは3万9,000円、41年10月から42年9月までは2万8,000円、42年10月から43年9月までは3万円、43年10月から44年10月までは6万円、44年11月から46年4月までは8万6,000円、46年5月から同年10月までは10万円、46年11月から47年9月までは9万8,000円、47年10月から48年9月までは8万円、48年10月から50年4月までは9万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和39年3月から41年6月15日までの期間及び50年5月24日から平成17年11月15日までの期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所になった形跡は見受けられず、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料も無い。

また、申立人が居住していた市に照会したところ、申立人が申立期間のうち昭和50年5月24日以降の期間は国民健康保険に加入していた記録が残っているとの回答であった。

さらに、平成元年の法人設立から平成7年ごろまでA社の経理関係を担当していた会計事務所は「A社は厚生年金保険に加入していなかった」と証言している。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和41年6月15日に厚生年金保険の資格を取得し、50年5月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間についてB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和41年6月から同年9月までは3万9,000円、41年10月から42年9月までは3万6,000円、42年10月から43年9月までは4万8,000円、43年10月から44年10月までは6万円、44年11月から45年9月までは9万2,000円、45年10月から46年10月までは10万円、46年11月から47年9月までは11万円、47年10月から48年9月までは9万8,000円、48年10月から50年4月までは11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から平成17年11月15日まで

私は、昭和39年から平成17年11月15日までB社及びA社で石綿スレート職人として働いていた。A社では、初めは親が経営し、自分は作業員であったが、元年9月に有限会社とし、代表取締役となった。いろいろなものを納付していたのでその中に厚生年金保険料もあったはずであり、保険料も給与から控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和41年6月15日から50年5月24日までの期間について、B社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、事業所名は確認できないものの、申立人には上記期間に一致す

る雇用保険の加入記録が確認できることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、B社の事業主は、申立人が昭和41年6月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年5月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和41年6月から同年9月までは3万9,000円、41年10月から42年9月までは3万6,000円、42年10月から43年9月までは4万8,000円、43年10月から44年10月までは6万円、44年11月から45年9月までは9万2,000円、45年10月から46年10月までは10万円、46年11月から47年9月までは11万円、47年10月から48年9月までは9万8,000円、48年10月から50年4月までは11万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和39年3月から41年6月15日までの期間及び50年5月24日から平成17年11月15日までの期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所になった形跡は見受けられず、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料も無い。

また、申立人が居住していた市に照会したところ、申立人が申立期間のうち昭和50年5月24日以降の期間は国民健康保険に加入していた記録が残っているとの回答であった。

さらに、平成元年の法人設立から平成7年ごろまでA社の経理関係を担当していた会計事務所は「A社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を平成7年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月31日から同年2月1日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、平成7年1月31日にA社B店で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年2月1日に同社C店で資格を取得し、1か月の欠落期間が生じているが、私は2年4月1日から現在まで一貫して同社に勤務している。

平成7年1月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事記録及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成7年2月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年12月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録と厚生年金基金の記録が申立人のA社B店の資格喪失日を平成7年1月31日としており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を昭和22年10月25日に、資格喪失日を同年11月24日とし、同社C事業所における資格取得日に係る記録を23年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22年10月は400円、23年6月及び同年7月は600円、23年8月から24年2月までは7,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和22年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和23年6月から24年2月の期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月25日から同年11月24日まで
② 昭和23年6月24日から24年3月1日まで

夫は、昭和22年8月から56年7月まで継続してA社に勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間については、それぞれ同社B事業所及び同社C事業所に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管している人事記録及び申立人が所持している在籍期間証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(申立期間①は、昭和22年10月25日に同社本部から同社B事業所、同年11月24日に同社B事業所から同社D事業所へ異動、申立期間②は、23年6月24日に同社D事業所から同社C事業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における申立期間①に係る社会保険事務所（当時）の同僚の記録から400円、申立期間②の標準報酬月額については、同社C事業所における昭和24年3月の社会保険事務所の記録及び標準報酬月額の改正経過から、23年6月及び同年7月は600円、23年8月から24年2月までは7,200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を20年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から19年6月1日まで
② 昭和19年9月29日から20年8月31日まで
厚生年金保険加入記録を確認したところ、昭和18年10月ごろから終戦後の20年8月末まで勤務していたA社における申立期間の被保険者記録が無いことが分かったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同年9月29日に資格を喪失していることが確認できる。

しかし、同僚は、「申立人とは終戦まで一緒に勤務していた。」と述べており、当該同僚の終戦時の記憶は、申立人の供述と一致していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と共に終戦までA社に勤務していたとする、申立人と同様の業務に従事していた同僚5人は、申立期間に厚生年金保険被保険者加入記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和19年10月から20年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、昭和 19 年 9 月については、厚生年金保険法の制度発足のための準備期間であったことから保険料の徴収が始まっていない期間である。

また、昭和 19 年 10 月から 20 年 7 月までの標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び申立人と同時期に勤務していた同僚の標準報酬月額の記録から判断すると 40 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料が存在しないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否については、これを確認できる資料が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の制度発足前の労働者年金保険の期間であり、17 年 6 月に施行された労働者年金保険法では、工場や鉱山で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたことから、女性である申立人は、労働者年金保険の被保険者とはならず、当該期間について労働者年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月31日までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成11年11月1日から12年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月31日まで
② 平成11年11月1日から12年2月1日まで
自分の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が当時の給与額と相違しているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は41万円と記録されていたところ、申立人のA社における被保険者資格喪失日（平成9年10月31日）に9万2,000円に減額されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の事業主は申立期間当時、同社には社会保険料の滞納があったと述べている。

一方、閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間にA社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の同僚から、「申立人は、同社では、教師であり会社の内部事務にはかかわっていなかった。」との証言があり、事業主も、申立人がこの減額訂正を認識したのは、社会保険庁（当時）から年金加入記録が届いたときではないかとしているところから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成11年11月から12年1月までについては、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和20年6月17日）及び資格取得日（21年4月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については90円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年6月17日から21年4月1日まで

昭和20年6月から21年3月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答が社会保険事務所（当時）からあった。しかし、夫は義兄と一緒にA社に空白無く勤務していた。義兄の年金記録に空白は無いのに、夫の年金記録は申立期間が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び同社の回答から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、B健康保険組合からの回答によると、「現存する被保険者名簿から確認のできる資格取得日は昭和15年4月21日で被保険者名簿の更新ごとに同じ資格取得日が記載されていることから資格取得日から昭和24年までの間に資格に変更があった可能性は低く、被保険者の資格は途切れていないものと思われる。」と回答している。

一方、オンライン記録では、申立人はA社において昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年6月17日に資格を喪失後、21年4月1日

に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る被保険者原票には、申立人の資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 47 年 4 月 1 日と記載されている。また、同社に係る被保険者名簿には、申立人の資格取得日は 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 20 年 6 月 17 日と記載されているもの、資格取得日が 17 年 6 月 1 日と記載されているものの、資格喪失日が記載されていないものが存在する。さらに、申立人に係る被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日は 21 年 4 月 1 日、資格喪失日は 47 年 4 月 1 日と記載されており、相互に矛盾した記録となっており、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和 20 年 6 月 17 日）及び資格取得日（21 年 4 月 1 日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から、90 円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 2177

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C本部における資格取得日に係る記録を昭和54年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和54年2月21日付けで、B社からA社C本部へ転籍したので、1か月も期間が空くはずがなく、この間、厚生年金保険料は、給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社発行の在籍証明書及び健康保険組合資格取得証明書並びに企業年金基金加入証明から判断すると、申立人が申立期間にB社及びA社に継続して勤務し(昭和54年2月21日にB社からA社C本部に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C本部における昭和53年3月の社会保険事務所(当時)の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得日を昭和54年2月21日として届け出るべきところを誤って同年3月21日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月15日から同年12月1日まで

申立期間におけるA社の被保険者期間が欠落しているが、私は、平成9年10月15日に関連会社であるB社からA社に1日も間を空けずに、異動した。A社とB社は、同じフロアにあり、経営者も同じである。給与明細書を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び申立人の供述により、申立人は申立期間についてグループ会社に継続して勤務し（平成9年10月15日にB社から関連会社A社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成9年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所でないことが確認できる。しかし、商業登記簿謄本によると、同社の設立は同年4月9日であることが確認できることから、同社は、申立期間当時に法人格を有しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社

会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者の記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年1月16日）及び資格取得日（同年6月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月16日から同年6月16日まで

私は、昭和48年5月16日から平成元年7月までの期間はA社B支社に一貫して勤務していたのに、申立期間の5か月間の厚生年金保険の記録が欠落している。人事記録からみて、この期間は同社に勤務していたのは明らかであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和46年4月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年1月16日に資格を喪失後、同年6月16日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険被保険者記録、事業所の労働者名簿及び健康保険組合の被保険者名簿から、申立人が申立期間についても業務内容及び勤務形態の変更が無く、A社に継続して勤務していることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年12月の社会保険事務所の記録から10万4,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 1 月から同年 5 月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和34年4月1日から平成3年8月31日に定年退職するまで、A社に勤務した。43年3月21日に同社B支店から同社C支店へ転勤した際の1か月が空白期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当該事業所が発行する労働者名簿により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、昭和43年3月21日に同社B支店から同社C支店に異動したことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和43年4月1日と記録されているものの、その届出年月日は同年3月26日と押印されており、不合理な記録となっている。これらの記録を前提とすると、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和43年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和36年9月21日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年11月15日から36年9月21日まで
私は、昭和35年11月にA社に入社し、36年9月まで勤務した。しかし、記録によると、入社日の翌日に資格を喪失している。36年9月にB社に入社するまでずっと同社に勤務していたので、その間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管するA社に係る昭和35年11月14日付けの採用辞令及び36年2月1日付けの辞令並びにB社保管の人事記録カード及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和36年6月分の給料支払明細表に厚生年金保険料控除の記載が確認できる。

さらに、被保険者名簿では、昭和37年3月30日付けでさかのぼって申立人に係る36年10月の算定を取り消した上に、資格取得日である35年11月14日の翌日である同年11月15日に資格を喪失した旨の処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について、有効な記録の処理があったとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、上記人事記録カード及び申立人の詳細な記憶から昭和36年9月21日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から、1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年8月21日から同年9月25日まで
私は、昭和31年4月2日から38年4月1日まで、A社に勤務した。厚生年金保険の被保険者記録では31年8月21日付けで同社C本社から同社B支店に転勤した際の1か月が被保険者期間となっていないが、この間私は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、A社の社会保険台帳及び退職者名簿索引から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和31年8月21日に同社C本社から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は、申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 6 年 1 月 15 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、平成 3 年 12 月から 5 年 12 月までの期間の標準報酬月額が 8 万円となっている。しかし、65 万円くらいであったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 8 年 4 月 20 日）の後の同年 4 月 23 日付けで、8 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の 5 名についても、さかのぼって標準報酬月額の減額処理がされているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A 社の代表取締役及び申立人同様に減額訂正された同僚は、同社が厚生年金保険料を滞納していた旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和57年2月21日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年2月21日まで

私は、昭和56年1月21日にA社に入社して経理を担当し、57年2月20日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が56年12月31日となっていた。57年2月分の給与は小切手でもらい、その際に「すぐに現金化しないように。」と言われた。給与明細書も残っているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している給与明細書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和56年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は昭和56年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録では、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 56 年 12 月 31 日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、被保険者名簿に記載されていた訂正処理前の資格喪失日である 57 年 2 月 21 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の訂正処理前の社会保険事務所の記録から、17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月17日から同年10月4日まで

私は、昭和28年3月20日にA社に入社以来、平成7年1月1日の定年まで、転勤はあったものの一貫して同社に勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人所持の給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社の異動簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年10月4日に同社B工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及びA社B工場における昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月20日から同年12月21日まで
私は、昭和35年4月にC社に入社し、同社及びその関連会社であるA社に55年9月末に退職するまで継続して勤務した。しかし、43年11月20日から12月21日までのA社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。この時期は、同社B支店から同社D支店への異動のときと思われる。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の在籍証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年12月21日に同社B支店から同社D支店に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から同年12月1日まで

私は、平成元年8月1日から14年11月30日まで継続してA社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年11月1日となっているので、資格喪失日を同年12月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人所持の雇用保険受給資格者証及び在職証明書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された給与台帳には、年度の記載は無いものの、11月の厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、「月末退職者については、退職月の厚生年金保険料を控除しており、申立人についても同様に控除している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年10月のA社におけるオンライン記録から14万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「厚生年金保険の資格喪失の届出を、申立人の主張どおりには行っていない。」と回答していることから、その結果、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 14 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 41 万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 16 日から 5 年 9 月 25 日まで
申立期間の標準報酬月額が、退職した後に入社当時までさかのぼって、41 万円から 8 万円に減額されていることが判明した。

私は、パントリーとキッチンヘルパーの責任者として勤務し、当該処理には一切かかわっていないので、調査の上、訂正前の記録に戻してしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 11 月 30 日）の後の平成 5 年 12 月 7 日付けで、さかのぼって 8 万円に引き下げられている上、申立人を除く 3 名（うち役員 2 名）についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月31日まで
私がA社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことから記録を訂正してほしい。

なお、昭和19年3月6日付けの採用に係る辞令を所持しているが、その当時は在学中であり、卒業後に入社したと思うので同年4月1日から20年8月31日までの期間を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管するA社に係る辞令から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が8日相違（昭和4年*月*日）している者が、19年4月1日に資格取得し、20年8月31日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時、自身の生年月日を昭和4年*月*日と勘違いしていたと述べていることから、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月31日に資格

を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成2年3月まで

私は、住宅ローン審査のため、平成元年2月にさかのぼって2年分の国民年金保険料を市役所窓口か市役所内の金融機関で納付し、その後の保険料については、口座を開設している金融機関で納付していたと思う。国民年金の加入手続についてははっきり記憶しておらず、現在所持している年金手帳もいつ交付されたのか憶えていないが、平成元年2月に2年間さかのぼって保険料を納付し、その後も未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成元年2月に2年分の保険料をさかのぼって納付し、その後は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続について記憶していないと述べている上、申立期間当時の保険料の納付金額の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、2年分の国民年金保険料を市役所窓口又は市役所内の金融機関で納付したと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、市役所窓口又は市役所内の金融機関で過年度保険料を収納していなかったことが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年1月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 55 年 1 月まで

私は、会社を退職してからそれほど経ってない時期に、兄が経営する店に、兄の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に依頼して、国民年金の加入手続を行い、その後、店で集金人に保険料を納付していた。私は、国民年金に加入した後、保険料をすべて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、申立人の兄が経営していた店に、申立人の兄の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に依頼して、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、その兄の保険料の納付記録によると、申立期間を含む昭和 49 年度から 53 年度までの間、保険料の納付が免除されていることから、申立内容と合致しない上、その旨について申立人に説明したところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った当時、兄は保険料を納付していなかったと述べるなど、申立人の主張は変遷しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和 54 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて、同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3247

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで

私の妻は、転居後の昭和 49 年 4 月に夫婦二人分の国民年金の手続を行った。その後、私又は妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月ごろ、申立人の妻が、転居先の市役所で申立人の国民年金における住所変更手続を行ったと主張しているが、申立人の転出前の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿によると、「不在」の表示がある上、申立人が転居先の市へ転出したのは、52 年 11 月となっているとともに、申立人の特殊台帳でも、同台帳が同年 12 月に転居先の市へ移管されていることが確認できることから、申立内容と合致しない上、その時点で、申立期間の半分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の妻が、申立人の住所変更手続を行った際に、妻自身の国民年金の加入手続も行ったと述べているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期から、その妻が、昭和 50 年 9 月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人が述べる加入手続時期と相違している上、申立人の妻も、申立期間の一部の保険料が未納とされている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年6月までの期間、50年9月から52年3月までの期間、53年1月から56年2月までの期間、平成5年6月から同年11月までの期間、9年4月、同年8月から10年3月までの期間及び同年12月から12年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から50年6月まで
② 昭和50年9月から52年3月まで
③ 昭和53年1月から56年2月まで
④ 平成5年6月から同年11月まで
⑤ 平成9年4月
⑥ 平成9年8月から10年3月まで
⑦ 平成10年12月から12年6月まで

私が20歳になった時、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②及び③については、四半期ごとに私又は父親が町内会の集金人に町内会費と一緒に納付し、申立期間④、⑤、⑥及び⑦については、私が納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間①及び②が未加入とされていること、及び申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった時に、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続き等に直接関与しておらず、かつ、加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその父親も既に他界しているため、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年12月に払い出されており、その時点では、申立期間①、②、③及び④は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間⑤、⑥及び⑦について、申立人の平成9年から12年までに係る保険料の納付状況は、時効直前に過年度納付されていることが散見される上、同一の行政機関が短期間に複数回にわたって申立人の記録管理を続けて誤ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成元年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成元年 6 月から同年 8 月まで

私は、平成元年 6 月に会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、女性職員から、申立期間①の国民年金保険料の未納分を納付するように言われたので、窓口で 3 万円程度、保険料を一括して納付した。家に帰って母親にも報告したことを憶えている。

申立期間②の保険料は納付書により金融機関で納付していた。

申立期間①の保険料が未納、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成元年 6 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際申立期間①の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3 年 9 月に払い出されており、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間①から、国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、平成元年 6 月の加入手続後の申立期間②当時、国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期や保険料額などについての記憶が不明確な上、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 9 月に払い出されており、その払出日と同日に、申立期間②の直前の厚生年金保険加入期間

の始期である昭和 63 年 4 月にさかのぼって国民年金の資格喪失の処理が行われたことが、オンライン記録から確認でき、申立人が所持する年金手帳でも、申立期間②は未加入期間とされている。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月まで
私の国民年金については、私が 20 歳になる直前に市から母親に電話があり、加入を勧められたことから、母親が市役所支所で加入手続を行い、毎月、同支所や銀行で国民年金保険料を納付してきた。
申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月ごろ、加入勧奨を契機にその母親が加入手続を行った上、納付書により、市役所支所又は銀行で保険料の納付をしてきたと主張しているが、同市では申立期間当時における加入勧奨の事実の有無は不明であるとともに、申立人が 1 冊しか所持していないとする国民年金手帳は、58 年 2 月 22 日に交付されていることが確認でき、この時点では申立期間の一部については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間の前後を通じて申立人は住所に変更はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が付与されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私の国民年金については、私が大学生で就職が決まった平成 3 年か 4 年ごろ、母親が勤務先で国民年金のパンフレットを見たこと、及びプロ野球選手が出演する国民年金のテレビコマーシャルを見たことをきっかけに、市役所で 20 歳にさかのぼって加入手続を行った。

国民年金保険料については、母親がその日か翌日に同市役所内の銀行の出張所で申立期間の保険料をまとめて納付し、金額は 17 万円ぐらいだったと聞いている。母親は就職が決まった私のために 20 歳からの保険料をまとめて納付してくれたと言っており、申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 20 歳到達直後加入の被保険者の保険料納付開始日から、平成 3 年 4 月から 4 年 6 月ごろまでの期間と推認される。

また、制度改正に伴い、国民年金には任意加入被保険者であった学生が平成 3 年 4 月 1 日から強制加入被保険者とされたが、申立人は 20 歳時点の昭和 63 年*月から平成 5 年 3 月までの期間は大学生であり、申立期間は任意加入期間であるため、制度上さかのぼって保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、被保険者資格取得日が平成 3 年 4 月 1 日と記載されていることが確認でき、しかも、申立人は、申立期間から国民年金加入手続時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、保険料をまとめて納付したのは1回としているところ、平成3年4月から同年11月までの保険料が一括納付されている記録とも一致することから、申立人の母親は、学生が国民年金の強制加入被保険者となった後に、申立人の国民年金加入手続を行い資格取得日にさかのぼって保険料を納付し始めたものと考えるのが自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年6月まで

私は、昭和54年12月に勤めていた会社を退職し、直ちに、当時居住していた住所地にある区役所で国民年金に加入した。

この時、年金手帳は発行されず、すでに所持していたオレンジ色の厚生年金保険の年金手帳の国民年金の欄に、自分で国民年金手帳記号番号を記入したと思うが、その年金手帳は、後に年金の番号が統合された際に回収された。

申立期間が未加入とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に勤務していた会社を退職し、直ちに、当時申立人が居住していた住所地を管轄する区役所で国民年金加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号及び同手帳記号番号払出簿の記載から、57年7月10日に同区から転居した後の市役所で任意加入の手続が行われたものと確認でき、申立人の主張と一致しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人が別の国民年金手帳記号番号で申立期間に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間と考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法についての記憶が定かでないことから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年12月までの期間及び59年5月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から同年12月まで
② 昭和59年5月から60年1月まで

私は、会社を退職後の申立期間①及び②について、その都度、市役所で国民年金加入の手続きを行い保険料を納付した。

いずれの加入手続きにおいても、年金手帳を交付された記憶はないが、市役所の窓口で保険料を納付し、領収書もらった記憶がある。

その後、申立期間のうちに1か月か2か月の保険料を納付していない期間があり、市役所の担当者に「今納めれば空白がなくなる。」と言われたので、保険料をさかのぼって納付した記憶がある。

申立期間①及び②が未加入とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の申立期間①及び②について、その都度、市役所で国民年金の加入手続きを行い保険料を納付したと主張しているが、申立人が1冊しか所持していないとする年金手帳、社会保険事務所（当時）保管の国民年金手帳記号番号払出簿、申立人の前後の国民年金手帳記号番号が付与された被保険者の資格取得年月日及び保険料の納付年月日から、申立人が加入手続きを行い、申立人に対して申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号が付与されたのは平成3年1月ごろと推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立期間①及び②当時、申立人は、厚生年金保険被保険者の妻であり、国民年金への加入は任意であることから、さかのぼって国民年金に加入して保険料を納付することができない上、申立期間①及び②の前後を通じて

同一市内に居住している申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの期間及び9年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から8年3月まで
② 平成9年2月から同年4月まで

私は、会社に就職した平成8年4月ごろ、市役所又は社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った。その際に担当職員から過去の国民年金保険料は、2年分まで納付することができると説明を受けたので、計算してもらい申立期間①の保険料を納付した。

また、平成9年2月に会社を退職後の申立期間②についても保険料を金融機関で納付した。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成8年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人には、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できないことから、基礎年金番号が導入された9年1月よりも前に申立人が国民年金に加入していたとは考え難い上、仮に基礎年金番号が導入された直後に国民年金の加入手続を行ったとしても、その時点において、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人は、平成9年2月に退職して、その後の国民年金への切替手続の記憶が不明確である上、申立期間②は、記録上、11年9月に追加されていることが確認できることから、申立期間②当時は、国民年金の未加入期間であったことが推認される。

さらに、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人からの口頭意見陳述を行った結果でも、申立期間①及び②の保険料を納付したという心証を得ることができず、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年3月まで

私は、平成5年3月、社会保険事務所（当時）で60歳以降も任意加入することができる制度があることを聞き、加入することを決意した。私と妻は、申立期間当時、別々の銀行口座からの振替により国民年金保険料を納付しており、手元にある私名義の銀行の取引履歴で確認できる国民年金保険料は、私の引き落とされた保険料に間違いはない。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人名義の銀行口座から引き落とされている国民年金保険料は、申立期間における申立人の保険料であると主張しているが、当該銀行の記録によると、同口座から引き落とされている国民年金保険料の適用欄には、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が記載されており、その保険料は、妻の保険料であることが推認できる。

また、申立人は、申立人の妻の国民年金保険料について、前述の銀行と別の銀行の申立人名義の口座からの振替により保険料を納付していたと述べているが、同銀行には2件の申立人名義の口座が開設されているものの、1件については、申立期間中に国民年金保険料の取引が無く、別の1件についても、開設時期が平成6年7月となっている上、それ以後の申立期間の国民年金保険料の取引も無かったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 4 月まで

私の国民年金の加入手続きは、いつ行ったかは分からないが、父親が行ったはずである。申立期間当時の私の国民年金保険料は、両親から、父親が自宅に来ていた集金人へ納付していたと聞いたことがある。

父親が、私の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続き等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその父親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 7 年 12 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から12年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から12年10月まで

私が、平成8年に会社に入社した際、同社の社長かその妻が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、社長が納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料が納付されていないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年に入社した会社の社長かその妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を社長が納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続が行われた形跡が見当たらない上、保険料を負担した記憶がなく、申立人が勤務していたとする会社の所在及びその社長も特定できないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間が散見されることなどから、国民年金保険料の納付意欲が高かったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3258

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 53 年ごろに、夫から 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると教わり、区役所で未納期間の月数と金額を確認してもらってから加入手続を行った。未納期間の保険料については、後日納付書が自宅に届いたので、金融機関ですべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初、国民年金の加入手続後に、1 回あたり 20 万円ぐらいの保険料を 3 回に渡り金融機関で納付したと主張していたが、その後、第 3 回特例納付実施期間の最後の月に 1 回あたり 25 万円ぐらいの保険料を 2 回に渡り納付したと申立内容が変遷しており、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の記録では、申立期間直前の昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月までの期間の国民年金保険料について、第 3 回特例納付により納付されていることが確認できるが、申立人は、これらの納付を行うことにより 60 歳到達時点で年金受給権を取得することから、当該期間についてのみ特例納付を行ったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年11月までの期間及び62年10月から63年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から同年11月まで
② 昭和62年10月から63年3月まで

私は、昭和49年12月に、地域の役員に勧められ国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入し、主に口座振替により欠かさず付加保険料も含めた国民年金保険料を納付してきた。

私は、転居の際には、住所変更と共に国民年金保険料の口座振替の手続を行ってきたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも転居直後であり、申立人は、転居の都度、住所変更と共に国民年金保険料口座振替の手続を行ってきたとしているが、転居直後の保険料については、通常、事務手続に日数を要することから口座振替ではなく、納付書により納付をする必要があるところ、申立人は納付書による納付の記憶が定かではなく、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人が定額保険料を過年度納付していることが確認できるが、制度上、付加保険料は現年度の定額保険料と共に、納付期限内に納付することとされていることから、申立期間①及び②共に、申立人が付加保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、いつ加入手続を行ったか分からないと述べるなど、加入手続時期についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは 1 回のみであるとしている上、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫も、申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 55 年 4 月まで

私は、友人から国民年金の加入を勧められ、昭和 51 年 6 月に市行政センターで国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、市行政センターで納付しており、私に国民年金の加入手続を勧めた友人は、同年 6 月から国民年金に任意加入し、保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月に友人から勧められ国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料については、市行政センターで納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 7 月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年 5 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3262(事案 1066 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 44 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 44 年 2 月まで

私は、昭和 37 年に、将来のために市役所支所で国民年金の加入手続きを行い、加入手続き後の国民年金保険料については、毎月、同支所で納付していた。

当初の判断後、申立期間当時は国民年金印紙を購入し、用紙に貼っていたことを思い出したので、国民年金保険料を納付していたことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は、加入手続き後の国民年金保険料について、毎月支所で数百円の保険料を納付し、台紙のようなものに日付か印のようなものを押してもらっていたと主張していたが、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得年月日は、昭和 47 年 2 月 25 日と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外の別の国民年金手帳の色や発行に関する記憶がないこと、申立人が申立期間について主張している保険料の納付方法や納付金額の記憶が曖昧であること及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、毎月支所で国民年金印紙を購入し、色

のついた用紙のようなものに印紙を貼ってもらい、200 円から 300 円の国民年金保険料を納付していたことを思い出したので再度申し立てたと主張しているが、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳が交付された記憶がないと述べている上、申立人が居住していた市では、当時、国民年金手帳を持参しなければ保険料を納付することができなかったことが確認でき、申立人の主張は当時の制度と一致しないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 30 日から 5 年 1 月 1 日まで
A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に誤りがあるので訂正してほしい。平成 4 年 12 月 31 日付けで退職届を提出しているのに、資格喪失日が同年 12 月 30 日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の離職日は、平成 4 年 12 月 29 日となっているところ、厚生年金基金加入資格通知書でも申立人の資格喪失日は、離職日の翌日の同年 12 月 30 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は退職時、A社の担当者から退職時における厚生年金保険料の控除について、月末の退職日であると 2 か月分の保険料が控除されるが、喪失日をその前日にすることにより 1 か月分の保険料納付で済むと聞かされたと供述しており、申立人は、退職時の給与から控除されていた保険料は 1 か月分のみであったと供述している。

さらに、A社から提出された平成 5 年 1 月の健康保険料厚生年金保険料児童手当搬出金増減内訳書によると、申立人について「発行年月日 041230 厚生年金保険料本月増減額 -59,890 円」の記載がある。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月ごろから 49 年 12 月ごろまで
私は、昭和 44 年 4 月ごろから 49 年 12 月ごろまでA社に勤務し、同社の代表取締役が同一住所で経営していたB社の仕事もしていたが、いずれの会社でも厚生年金保険被保険者となっていない。給与から保険料が控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の鮮明な記憶から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立期間においてA社及びB社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、申立人のA社及びB社での雇用保険の記録も確認できない。

さらに、A社及びB社は、既に解散しており、申立期間当時の両社の代表取締役2名（両社に共通）も他界していることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は同僚3名を記憶しているものの、連絡先が判明せず、申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がA社及びB社において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月2日から30年3月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社での厚生年金保険の資格取得日が昭和30年3月1日になっているが、私は、29年7月2日に正社員として同社に入社し、給与から保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社が作成した在籍証明書から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が挙げた同僚は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が22か月相違している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により照会し、回答があった数名の同僚は、入社日と資格取得日が一致していないことから、申立期間は試用期間であり、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿なども保存しておらず、申立人も同社により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、A社の当時の事業主及び経理担当者も既に死亡しており、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から32年7月1日まで
② 昭和33年1月17日から同年8月1日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和32年7月1日から33年1月17日までとなっているが、実際は、31年7月1日からA社B出張所において、C社の下請けとして20名ぐらいと共に働き始め、契約満了の33年7月末日まで働き、現地解散した。

昭和31年7月から33年7月末まで働いたことは間違いないので申立期間の厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のことを詳細に記憶している上、申立人の供述内容と同僚の厚生年金保険の記録が合致することから、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、A社B出張所で働いていた複数の同僚は、実際の勤務期間と厚生年金保険の加入期間が異なっていると回答し、その内の1人は、昭和31年7月1日から働いていたと供述しているが、その同僚の同社での資格取得日は1年経過後の32年7月1日となっている。

また、申立人がA社B出張所で一緒に働き始めたとする同僚7人の被保険者資格の取得日は、昭和31年12月1日及び32年7月1日とそれぞれ異なっている。

これらのことから、A社では一定期間経過後に個人ごとの事情によって厚生年金保険の資格取得手続をしていた状況がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、同社

が新規適用事業所になった昭和 31 年 7 月 1 日に資格取得している者は 6 人確認できるがその中に申立人の名前を確認できない。

申立期間②については、申立人が A 社 B 出張所を同時期に退職したとする同僚 7 人の被保険者資格の喪失日は、昭和 32 年 12 月 25 日、33 年 1 月 11 日及び 33 年 4 月 30 日となっており、全員が 33 年 7 月末日以前に資格を喪失している。

また、同僚から聴取しても、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い上、事業主は、申立期間に係る給与台帳等の関係の資料は保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から同年6月1日まで
A社の資格取得日が昭和29年6月1日となっているが、28年9月ごろに入社し、第一課課長の元に配属され見習い社員として働いた。28年末にセールスの責任額を達成し、事務のB氏から厚生年金保険料を給料から控除する話があったため、29年1月に正社員になったと確信している。申立期間の厚生年金保険の記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ営業職であった同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社C支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険の取扱いについて、D社（A社の後継会社）に確認したところ、当時は通常6か月程度の試用期間があり、正社員になった時に厚生年金保険へ加入させていたとしている。

また、複数の同僚から聴取したところ、その記憶する入社時期から6か月から9か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間についてA社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 2 日から 41 年 6 月 1 日まで
私の A 社における資格喪失日は昭和 40 年 2 月 2 日となっているが、当時同社には親戚の者が 2 名勤めており、その紹介で入社しているので、同社を 1 か月で辞めることは絶対無い。

当時の厚生年金保険料控除の書類等は保管していないが、私は、転職するに際して 1 年以上も期間を空けたことが無いのに、A 社から次の会社に入社するまで 1 年 4 か月の空白期間があるのはありえないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 1 月から 41 年 5 月 31 日まで 1 年 5 か月は A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人と親戚関係にある同僚は、申立人と一緒に 1 年くらい勤務したと述べているものの、その時期については記憶が無いとしている上、A 社に係る被保険者名簿において申立期間当時被保険者資格のある複数の同僚は申立人が勤務していたことを記憶していないとしており、また、当時の事業主は、「従業員は 15 人くらいで、従業員はすべて顔見知りであるが申立人のことは記憶していない。」と述べている。

また、申立人は、社会保険事務所(当時)に A 社及び B 社について期間照会しており、「B 社は機械工具の卸問屋である。A 社に勤めているとき、B 社の知人から仕事が忙しいときに手伝ってくれという話があり、短期間アルバイト的に手伝ったことがある。」旨の供述をしている。

さらに、A 社は申立期間に係る人事記録、賃金台帳等の関連資料は廃棄していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、A社における被保険者期間が、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までとなっているが、E市にあった同社が入社 2 か月で倒産したために、F市へ出て、B社に入社したので、40 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までが正しい加入期間となることを認めてほしい。

申立期間②については、被保険者記録では、B社とC社の厚生年金保険被保険者期間が重なっている。

しかし、2つの事業所に同時に勤務した覚えは無く、当時、タクシー運転手をしながら就職先を探し、C社を見付けて入社したので、B社の後、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間のはずであるので、これを認めてほしい。

申立期間③について、C社を体調不良のため退社し、3か月程度G市で静養した後、同事業所の元営業部長の誘いを受け、同氏が設立したD社に昭和 42 年 3 月ごろ入社したが、この期間の厚生年金保険記録が全く無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和 40 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで勤務したと主張しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、41 年 3 月 1 日であり、申立期間①は適用前の期間である。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者全員について調査したが、同社における厚生年金保険の加入記録は、昭和41年3月1日以降となっており、申立期間①においては、加入記録は無く、当該期間において同社が存在していた旨の供述も得られなかった。

申立期間②について、申立人には、昭和40年7月1日から41年2月17日までのC社の雇用保険記録があり、これは厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致する。

申立期間③について、元同僚の証言や申立人の記憶により、申立人がD社に勤務していたことは推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和43年11月1日であり、申立人の記憶する創業者、上司及び同僚の厚生年金保険の加入記録は、いずれも同日以降となっていることから、申立期間③には、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社の創業者や上司は既に亡くなっており、申立期間③における申立人の保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立期間①、②及び③における各社の厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、いずれの申立期間においても、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 6 月 21 日まで

私はA社に勤務していたが、昭和 59 年に当時の社長と給与体系の変更の話し合いをしたことがある。従来の給与体系では給料と賞与が支給されていたが、話し合いにより、59 年 4 月からは賞与の支払いを無くす代わりに、給料を引き上げ 50 万円とすることになった。しかし、59 年 4 月以降の社会保険庁（当時）の標準報酬月額は、30 万円前後となっている。実際に受給していた給料を基に、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年1月1日まで
昭和21年4月1日にA社(現在は、B社)に入社して60年1月31日に退社したが、被保険者記録では22年1月1日から厚生年金保険に加入したになっている。在籍証明書・社員手帳と相違があるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

会社から発行された在籍期間証明書及び申立人が所持する社員手帳の辞令簿から申立人が申立期間にA社C変電所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち連絡が取れた1人及び申立人と厚生年金保険被保険者資格取得日が同日である者2人から聴取した入社日と資格取得日を比較してみると、入社から数箇月経過してから資格取得していることがうかがわれる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和21年4月1日に資格を取得した者は104人、22年1月1日に資格を取得した者は102人になっており、同社ではある程度まとめて資格取得させている状況もみられる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月から 20 年 3 月まで

叔父に頼まれて昭和 18 年の 7 月に A 県から B 県に出てきて、叔父の経営する C 組に勤めた。C 組は D 業をしており、私は最初から工場の監督を任され、仕事の手配、進捗等の業務を執り行っていた。B 大空襲のあった年（昭和 20 年）の 3 月、田舎（A 県）に帰るまで C 組で勤めていたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の C 組への入社から退社するまでの間の勤務状況及び B 都市大空襲後の工場閉鎖に至る事実経過の説明は、具体性があることから、申立人は、申立期間に C 組に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、C 組という名称の厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、B 法務局 D 出張所に対して C 組及び C 組に類似する法人を照会したが該当する法人は無かった。

さらに、C 組の事業主は他界しており、また、申立人は監督していたとする従業員の名前を姓しか記憶していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はなく、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月20日から31年8月25日まで
私は、申立期間当時、A社に勤務し、従業員は20名ほどいたこと、事業主名、事業所所在地を記憶している。高度経済成長の先がけ時代で受注や残業時間も多く、通勤に2時間はかかっていたために通勤が不可能となり、退職したことも記憶している。当時の給与明細等の関連資料は保存されていないが、私が同社に勤務していたのは確かであるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言及び申立人が申立期間における事業主の名前、事業所所在地や勤務内容を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和35年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時にA社に入社した同僚は、「入社後4年くらいは社会保険に入っていなかった。入社後4年くらいたったある日、会社側から『今度新しく社会保険に入るようになった』と言われたのを鮮明に記憶している。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA社の事業主及び複数の同僚の厚生年金保険加入記録をみても、適用事業所となった昭和35年2月1日以降の記録しかない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 27 日から 47 年 5 月 31 日まで
申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていないが、昭和 45 年 1 月 12 日から平成 8 年 9 月 30 日まで、申立期間も含めて一貫して A 社に勤務していたのに、申立期間の被保険者記録が欠落するのは納得できない。

申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 社に係る被保険者記録のある同僚が、申立人は、申立期間も含めて同社に継続して勤務していたことを証言しており、同社から出された退職証明書からも、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間に申立人と一緒に勤務していたと証言している同僚 1 名についても、申立人同様に、昭和 45 年 2 月 27 日に資格喪失の後、46 年 2 月 1 日に資格の再取得をしていることがオンライン記録により確認できるとともに、継続して記録のある者もいることから、同社では厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、A 社の社会保険台帳に記載されている記録及び雇用保険被保険者記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、健康保険組合に保管されている申立人の一番古い健康保険被保険者台帳の記録では資格取得日が昭和 47 年 5 月 31 日となっている。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A 社においても、当時の資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないため、申立

期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から42年10月1日まで
A社B支社C支部に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いが、昭和36年6月1日から平成6年4月1日まで継続して勤務していた。在職証明書、写真等があるので申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算人提出の在籍証明書及び申立人の所持する写真から申立人が申立期間に同社に在籍していたことが認められる。

しかし、申立期間当時のA社B支社C支部での同僚が、「当時、外交員は厚生年金保険に加入していなかった。営業成績の良い者は加入できたかもしれないが、成績が下がれば厚生年金保険から抜けた。」と証言しており、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人が、申立期間当時、A社B支社C支部にいたとしている同僚2名については当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が無い上、申立人から提出された社友会名簿に掲載されている同僚9名のうち7名は社友会名簿に記載されている在職期間と厚生年金保険の被保険者期間に相違がある。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に係る資料の保存をしていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A社で昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月 8 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 15 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 37 年 10 月 1 日）の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者 33 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、29 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、脱退手当金支給記録のある同僚のうち 3 名が「退職時に会社から脱退手当金について口頭による説明があり、当時、女性が退職するとき、特に結婚のために退職するときには厚生年金保険の脱退をすることを勧められた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主の説明に基づき厚生年金保険の脱退の手続を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 37 年 11 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 23 日から 45 年 1 月 30 日まで
A社に入社したころは同社本店で、昭和 44 年くらいから同社B支店で調理見習いや配達をしていた。事業所からの在職証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所からの在職証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 58 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時の同僚に照会を行ったところ、「最初は国民年金であり、厚生年金保険に加入する前は保険料を控除されていなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所の新規適用日に在籍していた社員からも「厚生年金保険に加入する前は国民年金と国民健康保険に加入していた。」旨の証言を得ている。

加えて、A社では、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 26 日から同年 11 月 22 日まで
申立期間における被保険者期間が欠落しているが、A社に昭和 34 年 3 月に入社して以来、同年 12 月 14 日に資格を喪失するまで継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に申立期間において勤務していたことは推認できる。

また、A社の同僚は、「私は、昭和 31 年 4 月 29 日に臨時工として入社した。32 年 1 月 24 日付けで本採用となった。」と労働組合誌に投稿している上、「私が厚生年金保険に加入したのは本採用から 7 か月後である。臨時工の期間は、厚生年金保険には加入していないと認識している。」と証言している。

さらに、別の同僚も、「私が、A社に入社したのは昭和 34 年 3 月ごろである。臨時工の期間は、厚生年金保険には加入していないと認識している。」と証言している。

加えて、A社が保管する「社員記録簿」における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録及びA社の厚生年金保険被保険者名簿と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月23日から同年4月23日まで
私は、昭和24年3月23日にA社に入社した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、入社1か月後の昭和24年4月23日の厚生年金保険被保険者資格取得となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年3月23日から38年3月31日までの期間A社に勤務していた旨の同社の証明書を所持していることから、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の社会保険事務担当者は、昭和20年代における試用期間中の厚生年金保険の適用については、正式入社前と正式入社後とでは業務内容及び給与形態が明らかに異なっていたことから、試用期間中は厚生年金保険に加入させなかったものと考えられると述べている。

また、申立人に係るA社の職員名簿に「昭和24年3月23日庶務部試用、同年4月26日B課社員見習」と記載されていることから、申立人は24年3月23日から同年4月25日まで試用期間であったことが確認できる。

さらに、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚も、試用期間があったと述べている。

加えて、申立期間当時の他の同僚についても、聴取した入社日と資格取得日との間に空白期間が見られる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から44年8月1日まで
私は、年金相談のため、社会保険事務所（当時）を訪問した際に年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA組合での厚生年金保険の記録が脱退手当金支給済みになっていた。脱退の手続を行った覚えも無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意志に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年9月16日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日まで
申立期間が被保険者期間となっていないが、私は昭和 38 年 3 月 15 日にA社に入社した。その翌月に、同郷の中学を卒業したばかりの2名が同社に入社し、仕事内容や勤務時間も同じであったので、親しくしていたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が挙げた同僚の証言から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿によると、申立人が翌月に入社したとしている同僚2名は、申立人と同様に昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、2名の同僚は、「厚生年金保険には入社後、ある程度の期間を置いてから加入した。」と供述していることから、同社は、入社後にある一定の期間を置いてから厚生年金保険を適用させていたことがうかがえる。

さらに、1名の同僚は、「厚生年金保険に加入する前の期間は、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年6月1日まで
私は、A社に昭和33年4月1日から勤めているのに、資格取得日が34年6月1日になっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた申立人の夫が、「私の入社時には既に妻は働いていた。」と述べていることから、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和33年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち33年4月1日から同年5月1日までの間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、事業主の妻と2人で事務をしていて、この時に事業主の妻に社会保険の加入について聞いたところ、しばらく待ってほしい、私も入るからと言われた。」と述べているところ、事業主の妻の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和34年6月1日となっている。

さらに、A社の被保険者名簿を見ても、申立人は昭和34年6月1日の資格取得以前の加入記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から22年5月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

私は、終戦後すぐの昭和20年9月にA社に入社し、26年3月まで勤務した。

申立期間当時は、戦後の復興資材である木材は貴重で、工場はフル稼働していたことを覚えており、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているのは、何かの間違いだと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の同僚2名から「終戦直後の昭和20年9月から、A社で働いていた。」との供述を得たが、当該同僚2名の厚生年金保険の資格取得日は、22年以降であることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿における当時の被保険者の資格取得状況を確認したところ、昭和22年以降から数十人単位で同日に資格を取得している状況が見られることから、当時、同社では、一定期間に入社した者をまとめて資格取得させていたことがうかがえる。

以上のことから、事業主は、社員の入社日には厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人の申立期間においても上述の取扱いを行っていたものと認められる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無く、申立人は、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社での資格喪失日が平成 8 年 3 月 31 日となっているが、私は、同社を同日に退社しており、正しい資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社発行の申立人に係る在籍期間証明書から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「厚生年金保険料は、翌月控除しており、申立人の平成 8 年 3 月の給与明細書で控除されているのは、2 月分である。また、月末退職の場合、退職月の保険料を別に現金で徴収することはない。」と回答している。

また、申立人が保有する平成 5 年 8 月分の給与明細書（5 年 7 月 21 日入社から同年 8 月 20 日分までを同年 8 月 25 日に支給。）から、保険料控除がされていることが確認できることから保険料は翌月控除であることが裏付けられる上、8 年 4 月分の給与明細書では、同年 3 月の夜勤手当のみが支給され、保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）から、私の年金記録がおかしいと連絡があった。

当時、私は、A社の代表取締役として高額給与を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が最低の金額となっている。

会社の経営が立ち行かなくなると、社会保険事務所に出向き、滞納保険料について相談した上で全喪届は提出したが、記録訂正に係る届出についての記憶が無いので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 2 年 9 月から 6 年 9 月までは 53 万円、6 年 10 月から 7 年 12 月までは 56 万円と記録されていたが、A社が適用事業所でなくなった 8 年 1 月 1 日より後の 11 年 2 月 15 日に 2 年 9 月から 6 年 10 月までは 8 万円、6 年 11 月から 7 年 12 月までは 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所に出向いて会社の再建が厳しいため、滞納保険料の納付は難しいと伝え、全喪届を提出した。その後、3年くらいは残務整理を続けていた。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額

処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。